

特別研究グループ規程

(目 的)

第1条 この規程は、内外の情勢に応じた例えば分野横断的な研究調査活動ニーズに対して新たな制度を設けることにより、研究調査活動のより一層の活性化に資することを目的とする。

第2条 研究調査活動のより一層の活性化を図るため、特別研究グループ制度を設ける。

2 特別研究グループは次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 研究調査の対象が、電気に関連する新領域分野であるものまたは複数の分野にまたがるもの。
- 二 特別研究グループの構成員は会員であるか否かを問わないが、正員を1名以上含む。
- 三 構成員は主査と委員からなり、主査は正員とする。

(設 置)

第3条 特別研究グループを設置しようとする者は、様式1に準じた設置趣意書により研究経営会議を経て理事会に提出し許可を受けるものとする。

2 理事会は、設置しようとする特別研究グループが第2条第2項の要件を満たす場合であっても、予算状況等により許可を与えないことができる。

3 特別研究グループの設置期間は3年以内とする。

(予 算)

第4条 特別研究グループは、構成員の中の正員1人当たり年間2万円の収入配賦を受けることができる。ただし、上限を年間30万円とする。

2 特別研究グループが年度の途中で設置された場合、前項の収入配賦は設置月を含めた残り月数に応じて按分する。

(使用できる用途)

第5条 特別研究グループで受けた収入配賦について、使用できる用途は次の各号による。

- 一 打ち合わせに伴う会議室利用料等の費用
- 二 研究調査活動に伴う調査費用

(運 営)

第6条 特別研究グループの運営は、すべて各特別研究グループで行う。また、特別研究グループの事務は、学会事務局でなければ行うことができないことを除きすべて各特別研究グループで行う。

第7条 前条に基づき、特別研究グループの事業計画、事業報告、予算、決算の事務は各特別研究グループで行う。

2 特別研究グループの予算案、決算案の責は専務理事が負う。

(解 散)

第 8 条 所定の活動を完了した特別研究グループを解散するときは、様式 2 に準じた解散報告書により研究経営会議を経て理事会に提出し承認を受けるものとする。

2 所定の活動を完了した特別研究グループは、次の各号のいずれかの成果報告をするものとする。また、報告に当たっては、提言を盛り込むよう努めるものとする。

- 一 技術報告に準じたものの発行
- 二 技術報告単行本に準じたものの発行
- 三 研究会に準じた会での発表
- 四 全国大会または部門大会シンポジウムでの発表

附則 (平成 20 年 4 月 23 日 理事会決議)

第 1 条 この規程は、この規程の施行の際現にある規程類に優先する。

第 2 条 この規程は、施行の日から起算して 6 年を経過した日に、その効力を失う。

附則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 23 日、理事会において制定。
- 2 この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

理事会御中

○○○○○○○○特別研究グループ 設置趣意書

1 設置の目的

2 研究調査事項

3 予想される効果

4 設置期間

年 月 ～ 年 月

5 グループの構成

職 名	氏 名	所 属	会員・非会員区分
主査	○○ ○○	○○○○○	会員
委員	○○ ○○	○○○○○	会員
	○○ ○○	○○○○○	会員
	○○ ○○	○○○○○	非会員
	○○ ○○	○○○○○	非会員

以 上

(一般・規程 1)

様式 2

理事会御中

○○○○○○○○特別研究グループ 解散報告書

1 活動報告

2 成果報告の形態（第8条第2項の中から選択する）

3 成果報告の概要

(1) 技術報告または技術報告単行本に準じたものの発行の場合

- 1) 題目
- 2) 目次
- 3) 技術報告または技術報告単行本に準じたものを使用した講習会等の開催予定
 - ・開催予定時期
 - ・開催予定地区
- 4) 成果報告原稿の提出時期

(2) 研究会に準じた会，全国大会または部門大会シンポジウムでの発表の場合

- 1) 発表の場の名称
- 2) 発表のテーマ
- 3) 開催予定時期

4 提言など

以 上